慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	序
Sub Title	
Author	堀江, 湛(Horie, Fukashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.2 (1987. 2) ,p.7- 8
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中實・ 中谷瑾子教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870228--007

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

われわれは、今年三月末日をもって田中實教授と中谷瑾子教授を法学部からお送りすることになる。田中實教授の御専攻は民法、中谷瑾子教授の御専攻は刑法である。民法、刑法といえば法律学を支える最も重要な柱のひとつである。お名残り惜しさもさることながら、両教授の去られた後の空白をいかに埋めるか、後に残されたわれわれの課題は大きい。

学外の法律学者に接して、慶應義塾大学法学部というときまってまずお名前の挙がるのが田中實教授である。その度に私は先生が学界においていかに重きをなしたおられるかを知るとともに、今さらながら先生に対する尊敬の念を深めたものである。先生は御専門の民法研究において、いちはやく法社会学的考察を導入され、法律学に求められる時代の要請が奈辺にあるかを見極め、それを研究に生かされる研ぎ澄まされた鋭い問題意識を持ち続けてこられた。先生が信託法の領域に深い関心をしめされ、信託法学会の設立に大きな役割を果されたばかりか、理事長としてわが国における信託法研究の牽引車の役を果してこられたのは、このような先生の学風のひとつの帰結をしめしたものといえよう。

この度、先生の御尽力で、慶應義塾大学法学部は信託に関する研究、教育に資する目的で信託協会から各年度五百万円の指定寄付を受け、新たに信託協会寄付講座として信託法を開講することとなった。信託研究を鼓舞し、その一層の充実をはかりたいという先生のお考えによるものである。先生の後進を思う有難い御配慮に対して厚く御礼申し

上げたい。先生は今春より、先生の薫陶を受けた若い研究者ともども、新設の駿河台大学に赴任される。先生の御指導によって、新しい学園に先生の学風を受け継ぐ優れた研究者が育ち、新しい法律学研究の成果が絢爛として咲き誇る日の一日も早く来ることをお祈り申し上げたい。

中谷瑾子教授は慶應義塾大学法学部法律学科の刑事法の分野における刑法学の理論と解釈法学の中心的存在であられた。先生の御推輓によって着任される気鋭の後任と、先生の育てられた新進が後をまもるとはいえ、先生の去られる今、先生の占めておられた刑事法の領域における先生の存在の大きさを改めて痛感しないわけにはいかない。

先生は刑法学の解釈法学とともに、近年、医事法の新しい領域の開拓につとめてこられた。法律学の各分野や隣接の学問領域に跨る、この新しい領域を大胆に開拓して行かれる先生の学問に対する積極的な姿勢からわれわれ後進が学ぶべき点は多い。先生は選択定年によって杏林大学の新設社会科学部に移られる。元来、医科大学から発展した杏林大学は先生が意欲的に開拓し、取り組んでおられる医事法の御研究の上で、最もふさわしい場所であり、杏林大学の期待もまた極めて大きいものがあろう。先生がこの新しい大学でさらに一段と医事法の研究についての成果をあげられることを、多年の慶應義塾大学法学部法律学科における先生の学恩に感謝するとともに、お祈り申し上げる次第である。

昭和六二年一月

法学部長　堀　江　湛